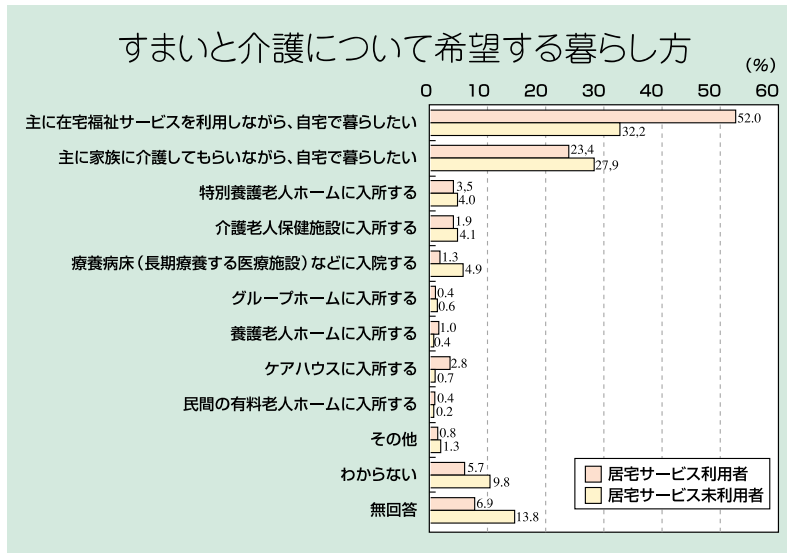


(6) 介護の状況



資料：「高齢者の生活と健康に関する調査」(平成16年度実施)

今後のすまいと介護については、多くの方が在宅福祉サービスを利用したり、家族に介護してもらいながら自宅で暮らし続けることを希望しています。

2 介護保険制度見直しの概要

(1) 制度見直しの基本的視点と柱

介護保険法附則第2条に基づき、国において、制度の「持続可能性」の確保、「明るく活力ある超高齢社会」の構築、社会保障の総合化の3点を基本的視点として、制度全般について見直しが行われました。

改正内容の6つの柱

1 予防重視型システムへの転換	「明るく活力ある超高齢社会」を目指し、市町村を責任主体とし、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」を確立する。
2 施設給付の見直し	在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の重複の是正の観点から、介護保険施設に係る給付の在り方を見直す。
3 新たなサービス体系の確立	認知症ケアや地域ケアを推進するため、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とする体系の確立を目指す。
4 サービスの質の向上	サービスの質の向上を図るため、介護サービス情報の公表、事業者規制の見直し等を行う。
5 負担の在り方・制度運営の見直し	低所得者に配慮した介護保険料設定を可能とするとともに、市町村の保険者機能の強化等を図る。
6 被保険者・受給者の範囲	社会保障制度の一体的見直しと併せて検討し、平成21年度を目途として所要の措置が講じられる。

(2) 介護予防事業の再編と地域ケアの推進に向けた新たなサービス体系の確立

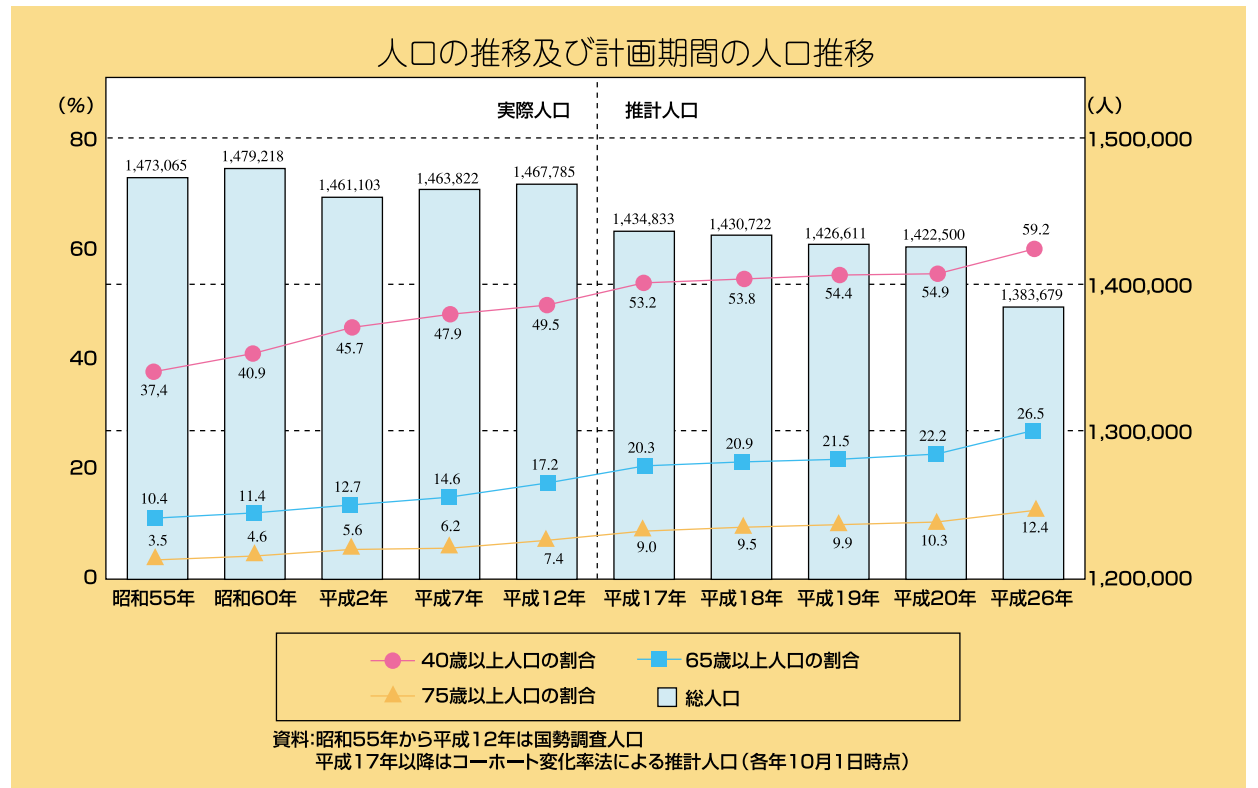
今回の介護保険制度の改正において重点的に取り組む必要があるのは、介護予防事業の再編と地域ケアの推進であり、新たに、新予防給付、地域支援事業、地域包括支援センター及び地域密着型サービスが創設されました。

3 本市における平成26年度の高齢者の姿

平成26年度は超高齢社会の「入口」！(4人に1人は高齢者)

本市における高齢者人口(65歳以上)は、平成19年に30万人を超え、平成26年には36万人を超えると推計されます。

平成26年度の高齢化率は26.5%で4人に1人が高齢者となり、まさに超高齢社会が到来します。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が大幅に増加し、現行制度のままていくと、要介護認定者数は現在の約1.5倍になることが予測されます。



■ 求められる介護予防の取組

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図る介護予防の取組を推進することは、介護保険制度の維持のみならず、高齢者一人ひとりの生活・人生を尊重し、自立した生活を送れるよう支援するために、ますます重要となっています。

■ 自助・共助・公助の適切な組合せによる活力ある長寿社会に

今後、高齢者となる「戦後のベビーブーム世代」は、戦後の経済成長の中で多様な価値観を育んできた世代であり、高齢期においても多様な生活スタイルを開拓し、様々な形で社会参加をしていくことが期待されます。

この世代が長寿社会で支えられる存在だけでなく、どれだけ支え手になるかによって、長寿社会の様子が大きく左右されることになります。高齢者自身の取組(自助)、人々の支え合い(共助)、本市の取組等(公助)を適切に組み合わせ、活力ある長寿社会を構築していく必要があります。